

○令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和4年度版）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 （厚生年金基金加入員を除く）	
等級	月額			全額	折半額
		円以上	円未満	18.300%	9.150%
1	88,000	～	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	～ 101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	～ 107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	～ 114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	～ 122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	～ 130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	～ 138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	～ 146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	～ 155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	～ 165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	～ 175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	～ 185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	～ 195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	～ 210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	～ 230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	～ 250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	～ 270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	～ 290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	～ 310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	～ 330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	～ 350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	～ 370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	～ 395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	～ 425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	～ 455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	～ 485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	～ 515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	～ 545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	～ 575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	～ 605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	～ 635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000	～	118,950.00	59,475.00

○ 厚生年金保険料率（平成29年9月1日～ 適用）

一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% （厚生年金基金加入員 …13.300%～15.900%）

○ 子ども・子育て拠出金率（令和4年4月1日～ 適用） …0.36%

[参考]令和3年4月分～令和4年3月分までの期間は0.36%

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

● 平成29年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。

● 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

● 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

● 賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

● 子ども・子育て拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくことになります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

● 全国健康保険協会管掌健康保険の都道府県別の保険料率については、全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。また、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率及び保険料額表は、全国健康保険協会から示されております。

● 健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。